せいかつ　ほ　　ご

生活保護のしおり



おごおりしふくしじむしょ

小郡市福祉事務所

日本国憲法

国民の生存権と国の社会的使命

第２５条

①　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

1．生活保護とは

私たちの一生の間には、病気をしたり、事故に遭ったり、生計の中心者が亡くなったり、その他さまざまな事情で生活に困ってしまうことがあります。

このようなとき、日本国憲法第25条に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、一日も早く自分の力で生活していけるように手助けをするのが、生活保護の制度です。

生活保護の申請は、国民の権利です。ためらわずにご相談ください。

しかし、そのためには、保護を受ける人が自分の生活のためにあらゆる努力をすること

2．生活保護の要件

生活保護を受けるまえに、次のような努力をしてください。

それでもなお最低限度の生活を維持できないときは、保護を受けることができます。

① 働ける人は、自分の能力に応じて働いてください。

② 預貯金や生命保険、その他の活用できる資産は生活費にあててください。

③ 他の法律や制度で受けられる給付は、すべて受けてください。

（たとえば、各種年金、健康保険、雇用保険、傷病手当、労災保険、児童手当、児童扶養手当、自立支援医療など）

④ 資産の保有には制限があります。直接必要でない土地・家屋の保有や、高額または貯蓄性の高い生命保険などへの加入は認められません。

⑤ 自動車の保有や使用（運転）は原則として認められません。また、他人名義の車であっても認められません。

⑥ 暴力団員の方へは、原則生活保護の適用は行いません。

3．生活保護の種類

生活扶助



食費、衣服費、電気、ガス、水道などの日常生活に必要な費用

住宅扶助



家賃や地代、住宅の補修などに必要な費用

教育扶助





義務教育に必要な学用品、教材費、給食費、学級費などの費用

医療扶助





ケガや病気の治療、眼鏡や装具を作るときに必要な費用　（※現物支給）

生業扶助





技能や技術（資格）を身につけたり、仕事に就くために必要な費用

出産扶助

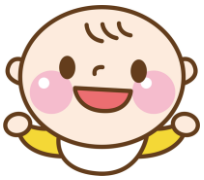

お産をするために必要な費用

葬祭扶助



喪主として葬儀を行う時に必要な費用

介護扶助

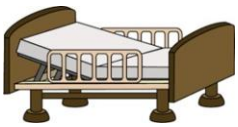

居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護に必要な費用　（※現物支給）

※　この他に、入学準備、引っ越し、炊事用具、布団、おむつなどの、臨時に必要となる費用について支給される場合があります（支給要件や上限額があります）。

　また、通院や就職活動でかかる交通費を支給する場合もありますので、前もって地区担当員（ケースワーカー）にご相談ください。

4．生活保護の決め方

生活保護では「いっしょに生活している家族(同居人)すべて」をひとつの世帯として考えます。そして、「①世帯の**最低生活費**」と「②世帯のすべての**収入**」をくらべます。その結果、「②**収入**」が「①**最低生活費**」より少ない場合は、その不足分について保護が受けられます。

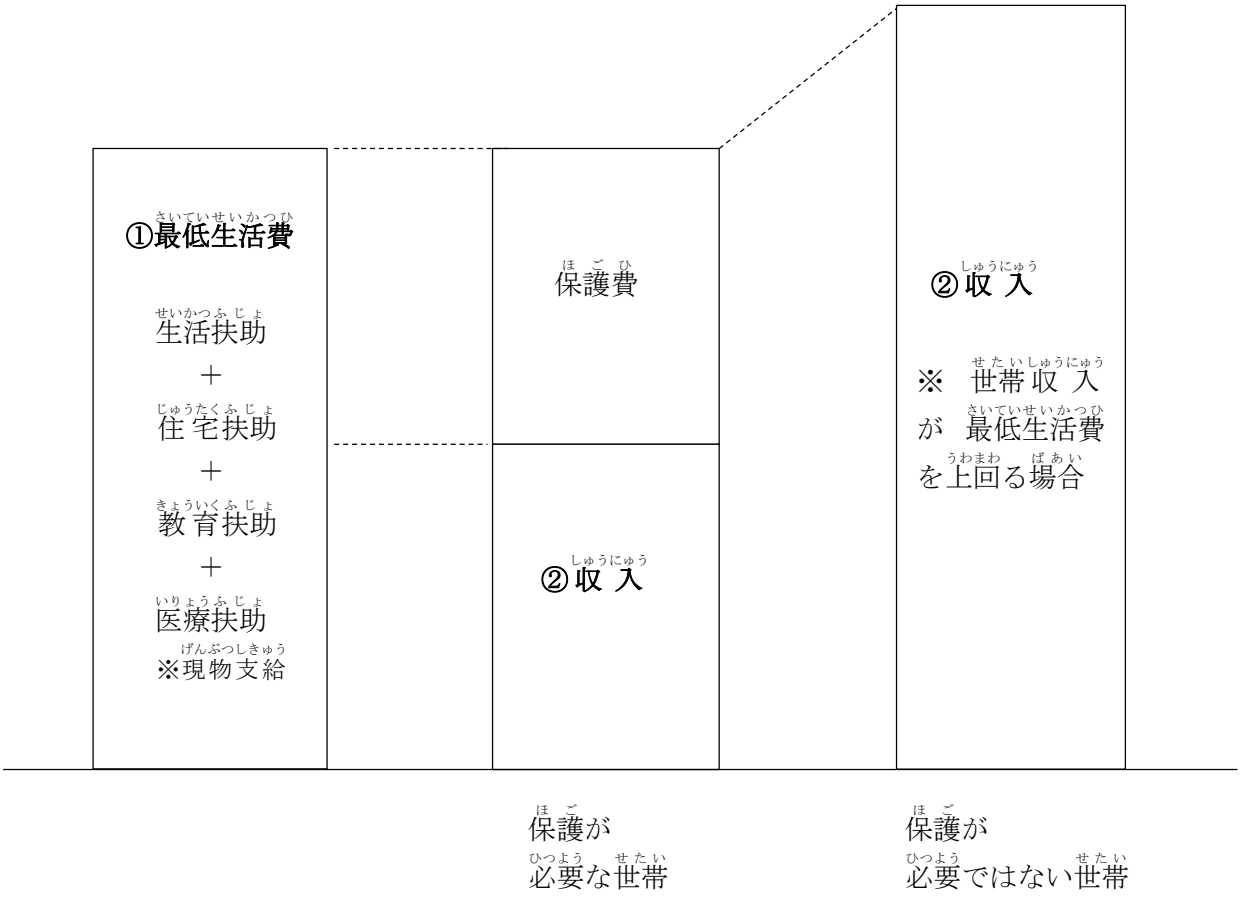

①「最低生活費」

世帯の人数や年齢、生活状態（入院や在宅）などをもとに、国が定めた基準表に従って計算します。

②「すべての収入」

給料、年金、手当、仕送り、預貯金、保険金、財産収入、臨時収入などの世帯全員の収入です。ただし、働いて得た収入については、必要な経費などを控除したうえで収入額を認定します。

※ 収入が最低生活費を下回っていても、活用できる資産が十分にあれば生活保護が受けられない場合があります。

5．生活保護の手続き

相談

生活に困っている方は、福祉事務所か地区の民生委員へ相談してください。生活の状況をお聞きして、必要な助言や説明を行います。

申請

福祉事務所で保護申請に必要な書類をお渡しします。本人のほかに扶養義務者や同居親族の方からも申請することができます。

申請後、家族と話し合ったり、困っている状況が変わったりして生活保護を取りやめたい場合「申請の取り下げ」ができますが、不服があっても審査請求などの「不服申し立て」ができませんのでご留意ください。

調査

申請があると、福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）が家庭を訪問して、生活に困っている状況や保護を受けるための要件が満たされているかどうかを調査します。

また、本人の同意のもとに、金融機関や生命保険会社、官公署への調査を行います。さらに、世帯員の親・子・兄弟・姉妹などに扶養調査を行います。（親族からの扶養を受けるのが望ましいですが、生活保護を受けるための要件ではありません。）

決定

保護が受けられる場合「保護決定通知書」を送ります。
保護が受けられない場合「保護却下決定通知書」を送ります。
※原則として 14 日以内（調査などに日数がかかる場合でも 30 日以内）には決定して通知します。



６．生活保護を受けたときには
いくつかの約束ことがあります

☆　届けてください

（１）収入が増えたり減ったりしたときは、ご申告ください。
①就労収入、給与収入が入ったとき（給与明細書などをご提出ください）。
②年金や手当が入ったとき（年金改定通知書などをご提出ください）。
③仕送りや援助金を受け取ったとき。
④慰謝料、見舞金、保険金、入院給付金などがあったとき。
⑤資産を売ったり、相続などがあったとき。
※その他、収入や資産の面で変化があれば、すべてご申告ください。
（３か月に１回の収入申告と、年に１回の資産申告にご協力をお願いします。）

（２）生活の状況が変わったときは、ご連絡ください。
①仕事を始めたり、変わったり、辞めたとき。
②入院や退院をするとき、または入院先が変わる（転院する）とき。
③転出・転入・結婚・出産・死亡などで、家族の人数が変わるとき。
④家族が高校・大学・専門学校などに進学をするとき。
また、卒業したり、途中で学校をやめるとき。
⑤家賃や地代が変わるとき。
⑥転居をしなければならなくなったとき（必ず事前に相談してください）。
⑦交通事故や災害などの被害を受けたとき。
⑧長期間、家を留守にするとき（行先・期間・理由をご連絡ください）。
⑨社会保険への加入、脱退があったとき。
⑩障がい者手帳（身体・療育・精神）を取得したとき。
また、手帳の内容（等級、有効期限など）に変更があったとき。
※その他、普段の生活状況が変わるときには、必ずお知らせください。

☆　努力してください

（1）働くことのできる人は能力に応じて働いて、少しでも収入を増やすように努力してください。仕事に就いて安定した収入が入るようになり、生活保護から自立したときには、「就労自立給付金」を受け取れる場合があります。

（2）病気の人は医師の指示に従って治療を受け、早く元気になるように療養に努めてください。

（3）むだな支出をさけて節約をはかり、生活の維持向上や健康保持のために努めてください。

☆　相談してください

生活でお困りのことがあったら、地区担当員（ケースワーカー）やお住まいの地区の民生委員にご相談ください。

（1）地区担当員（ケースワーカー）

福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）は、正しい保護を行うために家庭訪問をいたします。生活状況を聞いたり、保護の決定に必要な調査を行ったり、ほかの法律や制度で解決できる方法などの助言や指導を行います。

また、特別な生活の需要に応じた一時給付制度もありますので、ご遠慮なくご相談ください。

（2）民生委員

地域の民生委員は、生活に困っている人や悩み事を持つ人などの相談に応じ、必要な助言をしたり一緒に解決方法を考えていきます。福祉事務所との橋渡しの役割もしますので、一人で悩まずに気軽に相談してください。

※　秘密は守られますので、困ったことや、わからないことがあればご相談ください。

7.《指導や指示》をすることがあります

生活の維持・向上や、その他の目的達成のために必要がある場合には、福祉事務所は生活保護法第27条にもとづき、指導または指示をすることがありますので、そのときには従ってください。

※もし、従っていただけない場合には、保護を受けられなくなることがありますので、十分注意してください。

8. 病気やケガをしたとき

（1）生活保護の申請後は、必ず病院・歯科・整骨院などに行く前に地区担当員（ケースワーカー）に申し出てください。また、病院に生活保護の申請をしていることをお伝えください。

（2）生活保護を受け始めると「医療扶助」が適用されることになり、国民健康保険証は使えなくなります（社会保険証は併用して使えます）。代わりに、受診のときには福祉事務所が発行する「医療要否意見書」が必要となりますので、事前に受け取りにお越しください。

なお、１か月をこえて通院や入院をする場合は、福祉事務所から病院に直接「医療券」を送りますので、続けて治療を受けることができます。

（3）やむをえず、福祉事務所に来られない場合は、受診する前に電話で届けてください。また、休日や夜間などに緊急で受診した場合には、後日、必ず連絡してください。

（4）生活保護の指定医療機関（病院・歯科・薬局・施術など）を受診して、治療を受けてください。なるべく、近くの病院を利用するようにしてください。

（5）社会保険証を持っている人は、受診時に必ず病院に提示してください。

（6）同じ病気で、二つ以上の病院で重複して治療を受けることはできません。

（7）小・中学生が次の病気で治療を受ける場合は、学校の保健の先生に相談してください。
学校保健法による医療費の援助が受けられる場合があります。
①目の病気、②皮膚の病気、③耳の病気、④鼻の病気、⑤虫歯、⑥寄生虫病

（8）交通事故や第三者の暴力などによるケガや病気の治療に関しては、原則、医療扶助の適用は認められません。

9．保護費の返還

（1）資力があるにもかかわらず、直ちに活用ができないために保護を受けたときは、その資力が活用できるようになったときに、立て替えた保護費を返還してもらうことになります。
たとえば、
①年金や手当をさかのぼって受給した場合
②交通事故などの損害賠償金を受給した場合
③生命保険の解約返戻金や満期金、入院給付金を受け取った場合
④土地や家、そのほかの活用資産を売った場合

（2）収入があるにもかかわらず申告をしなかったり、いつわり（うそ）の申告をして保護を受けた場合には、不正に受け取った生活保護の費用を徴収されます。また、このときは、処罰される可能性があります。

10．保護の決定に疑問があるときは

福祉事務所の決定（保護申請の却下、保護の変更、停止、廃止など）について疑問があるときは、福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）に説明を求めてください。
それでも納得がいかない場合は、その決定を知った日の翌日からかぞえて３か月以内に、福岡県知事に対して審査を求めることができます。これを「不服申し立て」といいます。

11．保護受給中のその他の援護

①市県民税の非課税、固定資産の減免
②国民年金保険料の免除
③保育園料の無料
④公立・私立高等学校授業料の減免及び軽減
⑤NHK受信料の免除
※保護開始決定後に、それぞれの機関・窓口にて手続きをしてください。

●あなたの世帯(せたい)の
担当員(たんとういん)（ケースワーカー）は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

です。

連絡先(れんらくさき)：小郡市(おごおりし)福祉事務所(ふくしじむしょ)
福祉課(ふくしか)　生活福祉(せいかつふくし)グループ
０９４２－７３－９１２３